

第151号議案

公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する 条例

公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例（昭和45年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、法第36条第1項の規定により調停が打ち切れ、又は同条第2項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から2週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請については、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手續への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。